

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

(1) 事業の概要

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	予定運搬先の名 称及び所在地(処 分場の名称及び 所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

備考 取扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 駐車場を変更する場合は付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途		容量	備考	

(3) 積替え又は保管施設の概要(所在地、産業廃棄物の種類ごとの高さ、保管面積及び保管上限等)

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

○車両毎の用途

○収集運搬を行う時間

○休業日

従業員数の内訳

平成 年 月 日現在

申請者又は 申請者の登記 上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置(飛散、流出、悪臭、騒音及び振動等の発生防止措置等の取扱い上の注意事項)

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置(飛散、流出、悪臭、騒音及び振動等の発生防止措置等の取扱い上の注意事項)
(積替え又は保管を行わない場合は、記入しないこと)

(3) その他

6. 本許可申請にあたり書類を作成した事務担当者の氏名及び連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)

TEL :

FAX :

車両の貸借及び使用に関する証明書

年 月 日

高知県知事 様

下記のとおり貸主と借主は車両の貸借契約を締結していることを証明します。

なお、適合しなくなった場合には、借主は当該車両の使用を廃止する旨の（特別管理）産業廃棄物処理業廃止・変更届出書を提出します。

- 1 貸借目的 借主が（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行うために、下記の期間継続して使用すること。
- 2 貸借条件 ①借主、又は借主が雇用した従業員が運転するものであり、貸主、貸主の従業員が当該車両を運転する等、貸主が借主の名義で（特別管理）産業廃棄物収集運搬業を行うものではないこと。
②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自らの（特別管理）産業廃棄物収集運搬業に当該車両を使用するものではないこと。
③貸主は、借主が当該車両を借用している間、貸主以外の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者に当該車両を重ねて使用させるものではないこと。

3 自動車登録番号

4 使用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

貸主	住所	_____
	氏名(名称)	_____ 印
	電話番号	_____
借主	住所	_____
	氏名(名称)	_____ 印
	電話番号	_____

自動車登録番号又は 車両番号			
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ ナンバープレートが確認できること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の側面（真横）を撮影すること。 ・ 名称等の車体の表示が確認できること (既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、 「会社名（個人名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付 すること。) 		
		撮影	平成 年 月 日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 平成 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 平成 年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
土 地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

資産に関する調書 (個人用)			
			平成 年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 輜			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
そ の 他			
負 債 計			

*土地、建物等の不動産を所有している方は、固定資産課税台帳の写し等を添付してください。

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(誓約書に係る参考資料)

○法第 14 条第 5 項

都道府県知事は許可申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

○法第 14 条第 5 項第 2 号

イ 第 7 条第 5 項第 4 号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

○法第 7 条第 5 項第 4 号イからチ

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ホ 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日以前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

ヘ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日以前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「政令」という。)第 4 条の 6

法第 7 条第 5 項第 4 号ハに規定する生活環境の保全を目的とする法令は、次のとおりとする。

一 大気汚染防止法

二 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)

四 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)

五 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)

六 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)

七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 108 号)

八 ダイオキシン類対策特別措置法

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

○政令で定める使用人(政令第 4 条の 7)

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

誓 約 書

- 1 申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。
- 2 産業廃棄物処理業を行うに当たり、必要な他法に基づく関係手続き等は、私において責任を持って実施し、遵守いたします。
- 3 公害その他の問題が生じたときは、責任をもって処理し解決致します。
- 4 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 3 第 1 号及び第 10 条の 12 の 2 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(備考)

1 特定不利益処分について

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）
- ④再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第 19 条の 3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 及び第 19 条の 6 第 1 項）

2 上記 4 に記載する特定不利益処分に係る一定期間について

事 例	一定期間	記 載 例
優良認定の申請をする場合 通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）	平成 28 年 4 月 1 日に申請する場合、「平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」
既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）	平成 30 年 4 月 1 日に申請する場合、「平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」

長期財務計画書

年 月 日

申請者
住所
氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

今後の収支計画（翌年度の決算期から5年分）について (単位： 円)

	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
売上高 A					
売上原価 B					
売り上げ純利益C(A-B)					
販 売 管 理 費	給 与 手 当				
	法 定 福 利 費				
	減 価 償 却 費				
	賃 借 料				
	燃 料 費				
	修 繕 費				
	そ の 他				
	合 計 D				
営業利益 E (C-D)					
営業外利益 F					
営業外費用 G					
経常利益 H (E+F-G)					
累積利益					

- * 1 累積利益は、直近の事業年度に計上している「その他利益剰余金（純資産の部）」に当該収支計画の各経常利益の額を合計した値を記載してください。
- * 2 経費の節減計画は、具体的にどうするかを別紙に記載してください。
- * 3 売上高を伸ばした計画にしている場合は、その理由を別紙に記載してください。
- * 4 直前3年間の損益計算書で経常赤字が生じている場合は、赤字となった理由を別紙に記載してください。